

様、人々能不知候、父者公寛歟云々。○中略。昨日又平生無相違、暮喰之後、足ノ裏メイラクトテ顛倒及一兩度、食物腹中ニタチアフトテ辛勞、我ハ醉タリト人ハ思ベシナド云テ、ツヨク笑ケリ、醫師松井少輔云々。○取脈稱中風、但無殊事云々、其後事之外ニ寢入タリ、又取脈之處散々脈也、不可叶云々、竹田立針足頭。○足ノ針コタヘケリ、然而無正體之間、醫師退出、

〔譚海〕今上御位の間は、鍼灸等用させ玉ふ事なし。玉體に刃物を當る事なりがたき故、御鬚爪など長すれば、女嬌齒にてくひ切て奉る事なり、

〔御當家令條三十一〕口上之覺

今度灸針之儀、依異。說申觸候被遂御僉議之處、駿州に有之、田口是心と申者、持傳候書物に相見候、所望之者有之而寫遣し候、自作に仕たる義に候は、急度御仕置可被仰付候得共右之譯立候故、當人御構無之候、然共向後箇様之珍敷儀不申觸候様可申付候、若無據子細有之者、其所之奉行役人江申斷可任差圖之旨、急度可申觸候已上、

元祿二年巳十月九日

〔倭名類聚抄病〕灸 岐伯黃帝善灸人疾患

〔伊呂波字類抄人事〕灸所ヤイトウ 同人體灸ヤイトウ

〔同辭也〕灸灼也

〔皇都午睡三編上〕江戸にては、略 中灸を赤團子、

〔玉勝間七〕やいとう

文覺法師が、正治二年に鎌倉の將軍頼家朝臣に返り事におくりたりし書にいはく、あつきやいとうをねんじてやけば、やまひいえ候也といへる言あり、君とある人の、臣のいさめをうけいるべきだとへにいへる語也、やいとうといへること、めづらしくおぼえて、かきいで、おきつる也、

〔奇魂ニヤヒワザ〕灸法